

し

ShikaTown

か

漁祝
大丸
末大丸

祝大漁
大起
贈坂本

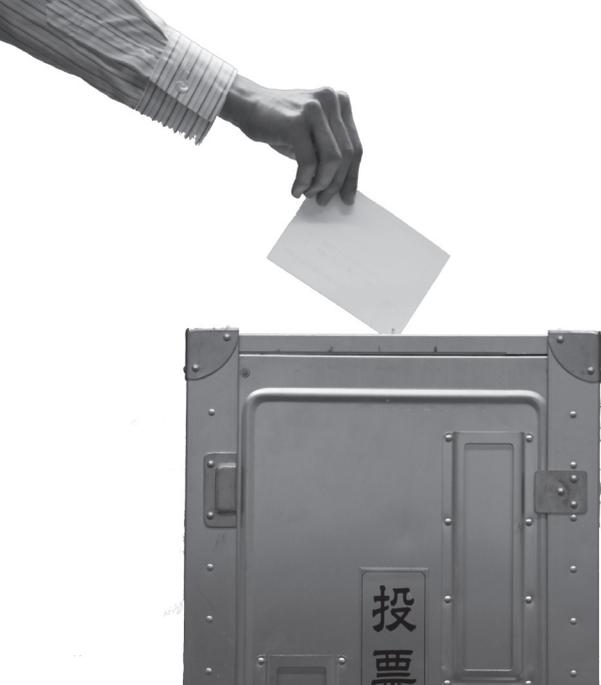


INDEX

県議会、町議会議員選挙のお知らせ	2
国民健康保険のお知らせ	3～4
まちかどルポ	10～11
情報パーク	12～13
生涯学習だより	14～15

3

2011
No. 67



石川県議会議員、志賀町議会議員選挙

この一票 未来へわたる架け橋に

石川県議会議員選挙および志賀町議会議員選挙が行われます。より良いまちづくりのため、みんなで投票に行きましょう。あなたの一票が未来をつくる大切な選挙です。棄権せずにぜひ投票してください。

投票会場には選挙管理委員会から送られる入場券を持参してください。投票日に都合が悪い場合には、期日前投票をお願いします。

◆投票時間が変わります◆ 投票率の向上のため、今回の選挙から投票日の投票時間を変更します。

これまでの投票時間より**1時間延長し、午前7時から午後8時**までとなります。

※期日前投票の投票時間は、**午前8時30分から午後8時**までです。

石川県議会議員選挙

4月10日 日

午前7時から午後8時

告示日 4月1日

◆投票ができる人◆ 石川県議会議員選挙

- ①平成3年4月11日までに生まれた日本国民。
- ②平成22年12月31日以前に志賀町に転入届をし、投票日まで引き続き志賀町に住民登録をしている人。

転出した人

志賀町の選挙人名簿に登録されている人で、平成23年1月1日以後に石川県内の他の市町に転出し、投票日まで引き続き転出先の市町で住民登録をしている人。

※投票には最寄りの市町長が交付する「証明書」が必要です。

平成23年1月1日以後に石川県外から志賀町に転出した人および投票する前に石川県外へ転出された人は、今回の石川県議会議員選挙には投票することができません。

◆入場券を郵送します◆

郵送日 4月1日

万一、入場券を紛失してしまった場合には、投票所の係員に申し出てください。

志賀町議会議員選挙

4月24日 日

午前7時から午後8時

告示日 4月19日

◆投票ができる人◆ 志賀町議会議員選挙

- ①平成3年4月25日までに生まれた日本国民。
- ②平成23年1月18日以前に志賀町に転入届をし、投票日まで引き続き志賀町に住民登録をしている人。

なお、投票する前に町外へ転出された人は、投票できません。

◆入場券を郵送します◆

郵送日 4月19日

万一、入場券を紛失してしまった場合には、投票所の係員に申し出てください。

立候補予定者説明会を開催します

志賀町議会議員選挙における立候補届出手续などについての説明会を開催します。

当日は立候補に必要な資料を配付しますので、立候補予定者またはその関係者はご出席ください。

会場の都合により、出席者は立候補予定者1人につき3人以内とします。

日時 3月22日(火) 午前9時30分から

場所 志賀町役場 大会議室

国民健康保険 加入や脱退の届出はお済みですか

国民健康保険は、職場の健康保険などとは違い、加入するときや脱退するときに加入者自らが届け出をしなければなりません。

手続きは、異動があった日から14日以内に、住民課窓口または富来支所総合窓口へ届け出をしてください。

国保に加入するときの例

- ほかの市区町村から転入したとき（職場の健康保険などに加入していないとき）
- 職場の健康保険などをやめたとき
- 子どもが生まれたとき
- 生活保護を受けなくなったとき

国保の加入手続きが遅れると・・・

- 保険証がないため、その間の医療費は全額自己負担となります。
- 保険税は、加入の届け出をした月からではなく、資格を得た月の分から納めていただきます。したがって届け出が遅れた場合でも、加入した月までさかのぼって、保険税を納めなければなりません。

国保を脱退するときの例

- ほかの市区町村へ転出するとき
- 職場の健康保険などに加入したとき
- 死亡したとき
- 生活保護を受け始めたとき

国保の脱退手続きが遅れると・・・

- 保険証があるため、うっかりそれを使って医療を受けた場合には、国保が負担した医療費を後で返さなければなりません。
- ほかの健康保険に入ったとき、国保の脱退届け出をしていないとそのまま保険税を二重に支払ってしまうことがあります。

70〜74歳の人には

「高齢受給者証」が交付されます

70歳になると自己負担割合が記載されている、「高齢受給者証」が交付されます。

69歳までは保険証のみの提示でしたが、70歳から74歳までは高齢受給者証と保険証両方の提示が必要になります。

対象となる期間

70歳の誕生日の翌月（1日が誕生日の人はその月）から75歳の誕生日の前日までです。

〈例〉 3月1日生まれの人 ↓ 3月から

3月2日〜31日生まれの人 ↓ 4月から

負担割合

所得に応じて、1割または3割となります。

※平成23年4月1日から1割負担の人は2割となる予定でしたが、経過特例措置継続のため、平成23年度も1割のまま据え置かれることになりました。

新しい高齢受給者証は3月下旬に郵送する予定です。

お問い合わせ先 志賀町住民課 国保年金担当

☎ 32・9121

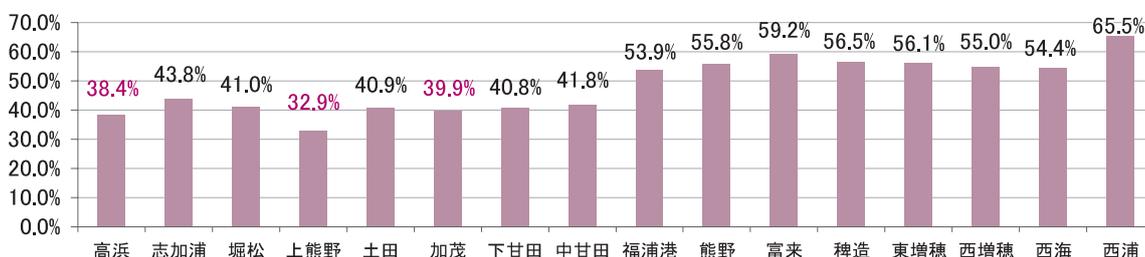
平成 22 年度の特定健診の受診率が伸び悩んでいます

特定健診は、医療費が増えている大きな原因の生活習慣病を発症前の「メタボリックシンドローム」（内臓脂肪症候群）の段階で発見し、生活習慣病を予防・改善するためのものです。毎日をいきいきと過ごすために、年に一度、身体のメンテナンスを実施しましょう。

★平成 22 年度の受診状況は？

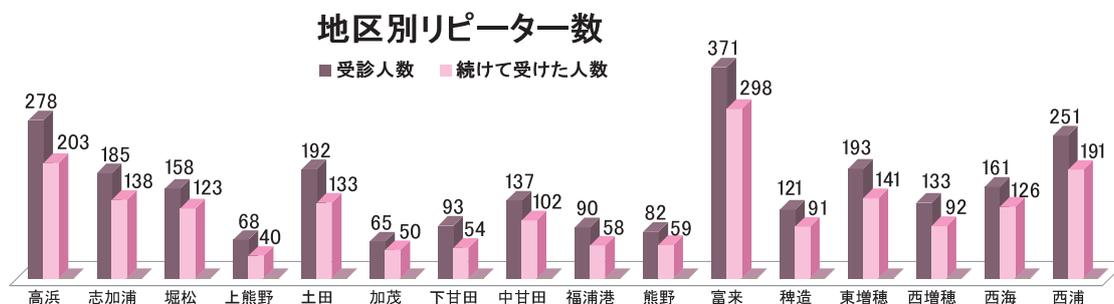
平成 21 年度は 48.2% で国保被保険者の受診率が、平成 20 年度と比べると 16.6% も増えましたが、平成 22 年度は **48.2% と全く増えていません！**

地区別の受診率は



※高浜、上熊野、加茂地区の受診率が 40% を切っています。平成 23 年度はぜひ受診しましょう！

★2 年間、継続して受けた人の地区別状況です。



※上熊野、下甘田地区で継続して受診している人の割合が低く、志賀町全体で 679 人が前年度に受診しながらも今年度は健診を受けていません。

★年に 1 回は必ず健診を受けましょう！

今は健康だからといって、今年受けずにいると次の健診までに 2 年も間隔が空くこととなります。その間に病気は確実に進行し手遅れになる場合があるので、1 年に 1 回、必ず受診しましょう。

お問い合わせ先 保健福祉センター 健診担当 ☎ 32-0339